

□第56回委員会 (H19. 1. 30開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
運営会議	第 85 回	2007.1.27	13:30～ 16:30	京都リサーチ パーク	1)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 2)利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について 3)次期委員会への申し送りについて 4)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について 5)委員会の休止に際しての挨拶について 6)その他	P2
運営会議	第 86 回	2007.1.30	13:00～ 14:00	大阪市 中央公会堂	1)第 56 回委員会の進め方について 2)その他	P3
委員会	第 56 回	2007.1.30	14:30～ 17:30	大阪市 中央公会堂	1)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 2)利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について 3)次期委員会への申し送りについて 4)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について 5)その他	P4

淀川水系流域委員会 第 85 回運営会議（2007. 1. 27 開催）結果報告		2007.2.5 庶務発信
開催日時	2007 年 1 月 27 日（土）13：30～16：00	
場 所	京都リサーチパーク東地区 1 号館 4 階 中会議室 A	
参加者数	委員 10 名、河川管理者 3 名	
<p><b>1. 報告の概要</b>  庶務より報告資料 1 を用いて前回運営会議以降の経過報告がなされた。</p> <p><b>2. 決定事項と審議概要</b>  各意見書の作成状況について説明がなされた後、意見書の内容や今後のスケジュール、少数意見等について審議がなされた。主な決定事項と意見は以下の通り（例示）。</p> <p><b>(1) 「ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文末の語句修正を行った。念のため、委員と河川管理者に最終チェックをお願いする。修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul> <p><b>(2) 水需要管理に向けて、意見聴取反映、水位操作に関する意見書について</b></p> <p>○水需要管理の実現に向けて(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書のタイトルは「意見書 水需要管理の実現に向けて」とする。文章のチェックをした結果、句読点等に分かりにくい点があった。内容は変えずに、より読みやすい文章にしたい。</li> <li>・要旨をつくってはどうかと考えている（委員長）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←要旨を作成することはできるが、チェックをしてもらう必要がある。</li> <li>←要旨(案)が完成次第、全委員から意見を頂く。要旨(案)への修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul> </li> <li>・委員から少数意見が提出されている。流域委員会の根幹に関わる事項への意見となっている。これまでと同様に、第 56 回委員会にて少数意見として添付するかどうか、本人の確認をとりたい（委員長）。</li> </ul> <p>○住民参加のさらなる進化に向けて(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書のタイトルは「答申 住民参加のさらなる進化に向けて」とする。</li> <li>・要旨を作成する。要旨(案)が完成次第、全委員に送信し、意見を頂く。修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul> <p>○琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに議論していない記述があるため（主に第 6 章）、第 56 回委員会の前に委員による意見交換会をしておきたい（委員長）。</li> <li>・要旨では、コイ科魚類の産卵にこだわっている理由や BSL と鳥居川水位の差について説明した方がよい。</li> <li>・「目標水位を BSL-0.15±0.15cm にする」という表現はわかりにくい。正確に伝わるような表現に修正した方がよい。</li> <li>・最終版を作成して本日中に全委員に送信する。修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul> <p><b>(3) 「次期委員会への申送り」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul> <p><b>(4) 「事業中の 5 ダムについて当面実施すべき施策について」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書のタイトルは「事業中の 5 ダムについて当面実施すべき施策について」とする。委員や河川管理者の意見を参考に修正した上で、全委員に送信する。修正意見がある場合は 1/29(月)12 時までに意見を提出して頂きたい。提出された意見の採否は委員長に一任する（委員長）。</li> </ul>		

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第 86 回運営会議（2007. 1. 30 開催）結果報告		2007.2.6 庶務発信
開催日時	2007 年 1 月 30 日（木）11:00～12:00	
場 所	大阪市中心公会堂 2F 第 8 会議室	
参加者数	委員 10 名（委員長、各部長、副部長、委員長が指定した委員）、河川管理者 3 名	
<p><b>1. 検討内容および決定事項</b></p> <p><b>①庶務より報告</b></p> <p>庶務より本日の出席委員について以下の報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は、21 名から出席連絡があり、定足数の 13 名はクリアしている。</li> </ul> <p><b>②本日の会議について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日 14:30 より開催する「第 56 回委員会」の進め方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1) ダム等の管理に係わるフォローアップについて」について 各テーマ担当から 4 ダムについて特徴的な内容について説明をしてもらう。</li> <li>・「2) 利水水需要管理、意見聴取・反映、水位操作に関する意見について」 各部長より説明をもらう。「水需要管理の実現に向けて」については金盛委員より反対意見が出されているため、提出者から直接説明を求め少数意見等で意見書に収録するかを委員会で検討する。 「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」については、メール等では意見募集したが十分な議論が出来てなかったため、このあとの意見交換会で修正箇所の説明を西野リーダーよりしてもらい各委員の意見を聴取する。</li> <li>・「3) 次期委員会への申し送りについて」 淀川部会のまとめ方が他の部会と異なっているが、時間的なこともあり、各部会でのまとめ方を尊重する。</li> <li>・「4) 事業中の 5 ダムについて当面実施すべき施策について」 それぞれのダム担当から説明してもらい、「おわりに」の部分については委員会では詳細な説明を避け、文言修正意見等については意見を出してもらい検討する。</li> </ul> </li> <li>・次期委員会への要望について 委員長から挨拶文（挨拶 委員の任期満了にあたって）が紹介された。以下の点を修正の上委員会では委員のみに配り、口頭で委員長より読み上げる。 【修正箇所】 第 4 段落：徹底的な情報公開→徹底的な情報公開・住民参加の実施、運用→運営</li> </ul> <p>なお、各意見書等について意見が出された場合は、最終的に委員長に一任し、修正見直しを行ったものを整備局に提出する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		
<p>※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。</p>		

淀川水系流域委員会 第 56 回委員会 (2007. 1. 30 開催) 結果報告		2007.2.9 庶務発信
開催日時	2007 年 1 月 30 日 (火) 14:30~18:10	
場 所	大阪市中央公会堂 3 階 中集会室	
参加者数	委員 20 名、河川管理者 (指定席) 24 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 213 名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成 18 年度 ダム定期報告書への意見」が委員会の意見書として了承された。</li> <li>・「水需要管理の実現に向けて」が委員会の意見書として了承された。「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は意見書に添付する。</li> <li>・「住民参加のさらなる進化に向けて」が委員会の意見書として了承された。</li> <li>・「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が委員会の意見書として了承された。</li> <li>・「次期委員会への申送り」が、一部修正をしたうえで、委員会の意見書として承認された。</li> <li>・「事業中の 5 ダムに関して当面実施すべき施策について」が委員会の意見書として承認された。</li> </ul> <p><b>2. 報告の概要</b>：庶務より報告資料 1 を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>①ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について</b> 委員より、審議資料 1-1~1-4「平成 18 年度 ダム定期報告書への意見(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「平成 18 年度 ダム定期報告書への意見」が承認された。</p> <p><b>②利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について</b></p> <p>○「意見書 水需要管理の実現に向けて(案)」について 委員より、審議資料 2-1-1「水需要管理の実現に向けて(案)」および審議資料 2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」について説明がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「水需要管理の実現に向けて」と「委員からの意見」添付が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの淀川フルプランを全否定するのではなく、欠落していた新しい柱を立てて、今後の整備・管理のあり方をそこに移していくというのが意見書の趣旨だ。</li> </ul> <p>○「答申 住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について 委員より、審議資料 2-2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について説明がなされた後、「1. 決定事項」のとおり、「住民参加のさらなる進化に向けて」が承認された。</p> <p>○「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について 委員より、審議資料 2-3「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおり、「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」が承認された。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水リスクは高まるが、一方で琵琶湖の環境も致命的な状況になっていると言われている。委員会として、一歩進めて提案を行うことに賛成する。治水リスクについては、一歩進めた段階で、管理者である滋賀県等が具体的に検討していくということだろう。</li> <li>・この提案が、琵琶湖の環境に好ましいということではない。環境にとって望ましい洪水期制限水位は、操作規則制定前の BSL±0 cm が目標だ。これを十分に意識して今後も検討し続けていかなければならない。</li> <li>・「制限水位に±15cm の幅を持たせる」ということだが、河川管理者が具体的にどうすればいいのか。 ←実際にやってみないと分からない部分もある。操作試行の結果を見ると、水位が 10cm 上がると魚類が産卵することがわかる。±15cm という幅は、シミュレーションをしてもらうための 1 つの提案だ。現段階で具体的な数値を示すのは困難だ。今回の提案をシミュレーションのポリシーとして、結果をフィードバックすることが重要だ。 ←雨が降った場合、洗堰から一定量の水は出し続けるが、できるだけ操作するなということだ。水位が上がると急激に水位を下げてきたが、それをできるだけしないということだ。</li> <li>・洪水保険制度は有効だとは思いますが、負担者が誰なのかという問題が出てくる。</li> <li>・意見書には「冬期の高水位の影響に配慮すべき」との意見もあるが、今回の提案はこれを考慮した上で提案なのか。今回の提案を実施すれば、自然のリズムと異なってくるのではないか(河川管理者)。 ←そこまでは検討できていない。今後の検討課題だと思っている。</li> </ul> <p><b>③次期委員会への申送りについて</b> 委員より、審議資料 3「次期委員会への申送り(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。一部修正をしたうえで、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として承認された。主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川部会(P7)では、「重要であり、淀川本川が先行事例となっているので」としているが、河川レンジャー制度は、各河川で独自で行っている。 ←「淀川にふさわしい形での本制度のさらなる充実」と修正する。</li> <li>・琵琶湖部会(P5)に「湖の生態系にもたらされる長期的、非可逆的な負の影響の可能性を回避」とあるが、これまで議論してきた「水陸移行帯の保全と回復及び生物の移動経路の分断の回復」を追加して頂きたい。</li> </ul> <p><b>④事業中の 5 ダムに関して当面実施すべき施策について</b> 委員より、審議資料 4「事業中の 5 ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」について説明が</p>		

なされた後、「1. 決定事項」のとおり、委員会の意見書として了承された。

- ・川上ダムの新規利水についてはさらなる精査をして欲しい。新規利水が実現されれば、水道料金が非常に高くなるので、これを明らかにして再度精査してもらいたい。  
←委員会は水道料金については正式な説明を受けていないため、原案から削除した(委員長)。

#### ⑤その他

委員長より、委員の任期満了にあたって挨拶(審議資料4「次期委員会への送り」の「はじめに」)がなされた後、河川管理者より謝辞やレビュー委員会等について述べられた。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：10名から発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・運営会議でなされたレビュー委員会等に関する議論を公開すべきだ。河川管理者から納税者である住民への説明が必要だ。流域委員会は継続すべきだ。
- ・河川管理者の委員会休止に関する弁明には説得力がなく、道理がない。宇治川の河川整備は、修復と復元計画、治水・環境・景観を同時クリアする計画が必要だ。流域委員会では宇治川河川整備について十分に議論されてない。塔の島地区河川整備にも問題点がある(参考資料1 No755、756)。「事業中の5ダムについての当面実施すべき施策について」の「天ヶ瀬ダム再開発」には事実誤認等がある。宇治川洪水と琵琶湖後期放流が混同されており、琵琶湖後期放流で1500m<sup>3</sup>/s放流することはできない。「塔の島地区の流下能力の増大限界に応じたさらなる検討が必要である」も意味がわからない。また、塔の島地区について「越水にも耐えられるように堤防を補強する必要がある」としているが、この地区は掘り込み河道なので越水すれば家屋や平等院が壊滅する。精査の必要がある。
- ・「流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保」も利水だと河川管理者は説明しているが、会計的には治水に分類される(おそらく治水特別会計だろう)。また、「利水安全度向上」の「利水」とは何か。例えば、木曾川水系の導水管は魚類や水生昆虫のため(流水の正常な機能維持のため)のもので、治水の会計となっている。この辺の事情について住民が理解できるような説明がなされる必要がある。非常時に遠くにある水源施設の水が緊急時に使えるのか。震災の際には水道配管は破壊される可能性が高い。災害に備える水については、別の観点で考えるべきだ。
- ・川上ダムの新規利水ができれば、水道料金も値上がりしてしまう。委員からの意見にもあったが、川上ダムの新規利水については、水道料金を考慮した検討を進めて欲しい。
- ・国土交通大臣に下記のような手紙を出した。「近畿地整は河川整備計画の議論がされないまま一方的に淀川水系流域委員会休止を打ち出した。傍聴者発言が許され、議論が進むにつれ、幅広い考え方を取り入れ、本来の河川と人とのかかわりを追求する非常に重要な委員会となった。行政の縦割りを越えた議論がなされてきたこのような委員会を一方的に休止することは民主主義の崩壊とも言える。即座に再考を求め、次期委員が決まるまで現委員の延長を認めてほしい。美しい国づくりのためにも重要な委員会を閉ざさないで頂きたい」。いまま休止撤回の希望を持っている。一たん崩れた信頼はなかなか回復できない。治水と利水、そして環境のためには流域委員会を継続しなければならない。レビュー委員会で検証されるべきは委員会ではなく河川管理のあり方だ。
- ・審議資料 2-1-2「水需要管理に実現に向けて(案)への委員からの意見」は形式的な意見だ。例えば、大阪府営水道の規模が200万m<sup>3</sup>/日もあるにも関わらず、安威川ダムの新規利水はわずか1万m<sup>3</sup>/日にすぎない。普通の感覚からいえば、1万m<sup>3</sup>/日はどうにでもなる量だ。委員である以上、前歴に縛られずに、委員の立場で踏み込んだ意見を聴かせて頂きたかった。
- ・流域委員会は改正河川法に則った川づくりを考えるための委員会だ。河川管理者は、流域委員会が河川法に則った議論をしているかどうかを評価して頂きたい。2月以降は出張流域委員会の開催を提案したい。一般の住民に新たな川づくりの考えを広めて頂きたい。
- ・川上ダムでは、水道水、活断層、自然環境等、肝心なことが何一つ解明されていない。活断層については、河川管理者に調査を依頼したが、川上ダム建設が了承されたら調査するとの回答を得た。ダム建設が決定してから活断層を調べてどうするのか。オオサンショウウオについてもわからないことが多い。権威である安佐動物園の報告書も「調査方法がはっきりしていない」としている。これでオオサンショウウオの研究が進んだと言えるのか。川上ダムは、オオサンショウウオ等の問題が解決するまで進めないようお願いしたい。
- ・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」には失望した。第1章では、住民対話集を開けるレベルにまで住民がまだ理解してないという状況が至るところで見られたとしているが、これはきちんとした説明をしていない河川管理者側の責任だ。第2章では、住民を3つに分類しているが、荒唐無稽だ。次元の違う「知識」と「知恵」を同じ次元で大別できない。知恵によるグループ分けも不可能だ。第3章では、合意形成に向けたステップが示されているが、より具体的に、どういう会議をどういう形で開けばよいのかを示すべきだ。次期委員会では合意形成に向けたロードマップをつくって頂きたい。意見書では、河川レンジャーの転用や専門家パネル設置といったことではなく、より基本的な事項について書くべきだった。
- ・「事業中の5ダムに関して当面実施すべき施策について(案)」では、川上ダムの移転住民への配慮について記述されている。故郷を喪失された方々へのメンタルな手当やダム本体工事が遅れている説明が必要だ。また、伊賀市の水道料金について誠意を持った説明をして頂きたい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。